

平成 23 年 9 月吉日

フリーターユニオン福岡 御中

西日本鉄道株式会社
自動車事業本部営業部

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

ご回答が遅くなり申し訳ございません。先般申し入れいただいた件について、ご回答させていただきます。

申し入れのありました、精神障がい者の皆様への運賃割引の適用は、現状ではやはり導入することは困難であると考えます。障がい者の社会復帰・自立支援について、弊社としては交通事業者である一企業だけで支えていくものではなく、国や県が中心となって取り組む福祉施策のひとつとして社会全体で支えていくものであると考えております。これは、身体障がい、知的障がいの方についても同様です。そのうえで、これまで公的助成措置の検討など対応策について、福岡県をはじめとした各自治体と協議を重ねてきましたが、現時点では、同意に至ってはおりません。

自治体の協力が得られない現在の状況下で弊社が単独で精神障がい者への運賃割引適用を行った場合、そのご負担を他のお客さまにお願いすることになり、様々な問題も生じて参ります。現状ではやはり導入は難しいと言わざるを得ません。

したがいまして、精神障がい者のお客様に対しての運賃割引等の単独適用については、現時点では実施困難ですが、今後も引き続き、社会全体の取り組みとして取り扱っていただけるよう、福岡県をはじめとする関係機関と協議して参りたいと考えております。

なお、申入書にてご指摘いただいた障がい者基本法第 3 条ならびに第 21 条については、まさしく弊社が各自治体にご相談させていただいている内容であると考えております。ご指摘のような法令違反はないと判断しております。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【精神障がい者割引適用に関するこれまでの経緯】

年 月	法 令	通達・各所からの要望	西鉄の対応
H6 年 6 月	障がい者福祉法		
H7 年 7 月	精神保健及び精神障がい者に関する法律 ※「精神保健法」からの改正		
H15 年 11 月		【要望書】福岡県知事より	要望書を受理。 西鉄の方針を伝える。
H16 年 12 月		【あっせん】総務省行政評価局長 →国土交通省自動車交通局長へ ※精神障がい者に対する各種割引制度制度適用について	
H17 年 11 月	障がい者自立支援法の制定		
H18 年 6 月	バリアフリー法改正		
H18 年 10 月	精神保健及び精神障がい者福祉法に関する法律改正 ※手帳様式変更(写真添付)		
H19 年 1 月		【通達】日本バス協会 ※精神障がい者への割引について 各事業者の自主的な判断による協力要請	
19 年 6 月		【要望書】福岡県	要望書を受理。 西鉄の方針を伝える。
19 年 9 月		【要望書】福岡市、北九州市	要望書を受理。 西鉄の方針を伝える。
20 年 7 月		【要望書】福岡市、北九州市	要望書を受理。 西鉄の方針を伝える。

□精神障がい者割引に対する西鉄の方針

○障がい者の社会復帰、自立支援については、国や地方公共団体が中心となり、社会全体が支えていくものである。

○公的助成措置が必要な施策であり、一企業だけが負担していくものではない。

○精神障がいだけでなく、知的障がい、身体障がいも同様に公的助成措置が必要であると考えており、可能ならば見直しをしたいとも考えている。